

おおい町自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

平成28年7月8日
告示第210号

（趣旨）

第1条 この要綱は、救命体制の整備及び拡充を図るため、町が管理する自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を各種行事等の主催者又は参加団体等に貸し出すことに関し必要な事項を定めるものとする。

（貸出しの対象行事等）

第2条 AEDの貸出しは、次のいずれかに該当する行事等で、営利を目的としないものを対象とする。

（1）町が主催、後援又は協力する行事等

（2）町民が主な対象となるスポーツ競技、イベント、講習会等の各種行事等

（3）前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める行事等

（貸出しの要件）

第3条 AEDの貸出しを受けようとする団体は、原則として医療従事者、救急救命士又は消防機関等が実施するAEDを使用した救命講習を修了する等、基本的な心肺蘇生処置の知識を有する者を配置するものとする。

（貸出しの期間）

第4条 AEDの貸出期間は、貸出しを受けた日から7日以内とする。ただし、町長が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

（貸出しの申請）

第5条 AEDの貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、貸出しを受けようとする日の2週間前までに、自動体外式除細動器（AED）借用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、2週間内において、他に貸出しを受けようとする者がいない場合の申請書の提出期限は、この限りでない。

（貸出の決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査の上、承認の可否を決定し、自動体外式除細動器（AED）貸出承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、町長の指定する場所においてAEDの引渡しを受けるものとする。

3 町長は、第1項の規定により貸出しを決定したときは、貸出整理台帳に所要事項を記載するものとする。

（複数申請に係る貸出しの決定）

第7条 申請書が、配置台数を超えて提出された場合は、申請書提出日の前後にかかわらず、行事等の内容により優先度を判断することによって貸出しを決定するものとする。

(使用者の責務)

第8条 使用者は、AEDを常に良好な状態で保管するとともに、機器の特殊性に配慮した管理に努めるほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) AEDを、使用説明書によって適切に使用すること
- (2) AEDを処分し、又は目的外に使用しないこと
- (3) AEDを転貸し、又は譲渡しないこと

(経費)

第9条 AEDの貸出しは、無料とする。

2 貸出期間中におけるAEDの運搬及び維持管理に要する経費は、使用者の負担とする。

3 前2項の規定にかかわらず、附属品のパッド(成人用及び小児用を含む。)を使用した場合における新しいパッドへの交換は、AEDの返還後速やかに町の責任及び負担において行うものとする。

(損害賠償)

第10条 使用者は、故意又は過失によりAEDを亡失し、又は破損させたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(返還)

第11条 町長は、使用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、AEDを返還させることができる。

- (1) AEDを使用しなくなったとき
- (2) 申請内容又は承認の条件に違反したとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、AEDの貸し出しに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年7月8日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

自動体外式除細動器（AED）借用申請書

年 月 日

おおい町長 様

申請者 団体名

住 所

代表者名

印

おおい町自動対外式除細動器（AED）貸出要綱第5条の規定により、次のとおりAEDの借用について申請します。

行事等の名称	
開催日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
開催場所	
参加予定人数	人
AED配置場所	
担当者名・連絡先	担当者名： 連絡先： — — (事務所 ・ 自宅 ・ 携帯電話)
資格を有する者・資格の種類	氏名 医師・看護師・保健師・救急救命士・講習修了者・その他 ()
貸出希望日	年 月 日
返却予定日	年 月 日

添付資料：当該行事等の概要が分かる資料があれば添付してください。

町使用欄

貸出の対象の区分	要綱第2条 第 号
貸出の可否	可 ・ 否 (否の場合の理由：)
返却時の機器・備品の確認	<input type="checkbox"/>

第 号
年 月 日

様

おおい町長

印

自動体外式除細動器（AED）貸出承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありましたAEDの貸出しについて、次のとおり決定しましたので、おおい町自動体外式除細動器（AED）貸出要綱第6条第1項の規定により通知します。

貸出しについて	承認 不承認
不承認の場合	(理由)
貸出機器	
貸出台数	台
貸出・返還場所	
貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日

《注》1 AEDの貸出時にお持ちいただくもの

- ① 本通知書
- ② 運転免許証、保険証等、受領者の本人確認ができるもの

2 AED貸出期間中に、故意又は過失により亡失し、又は破損させた場合には、原状回復をしていただきますので取扱いには十分注意をしてください。

また、使用者の誤った使用により生じた事故等については、本町は一切の責任を負いません。